

南国市指名基準

平成8年4月1日制定

入札参加者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意して行うものとする

(発注標準)

- 第1号 工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の設計金額の等級に属する有資格業者で発注予定工事の設計金額に相応する者の中から指名しなければならない。
- 2 前項の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の設計金額に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、前項の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、前項の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。
- 3 1項及び前項の規定にかかわらず、1項の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀な者を指名することができる。
- 4 特別の技術を要する工事に係る請負契約については、1項及び2項の規定にかかわらず、特別の技術を有し施工能力が確保できると認められる有資格業者を指名することができる。
- 5 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、1項及び2項の規定にかかわらず、2等級上位の等級に属する者を指名することができる。

(不誠実な行為の有無)

第2号 次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

- (1)南国市建設工事請負業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中である場合。
- (2)南国市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当する場合で、当該状態が継続していることから請負者として不適応であると認められる場合。
- ①工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が

従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。

②一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確である場合。

(3)警察当局等から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められる場合。

(4)その他関係行政機関に対する法令違反等、請負者として不適当であると認められる場合。

(経営状況)

第3号 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないものとする。

(工事成績)

第4号 過去の同種の工事について成績が不良の場合には考慮に入れる。また、特に優良と認める場合には十分尊重する。

(当該工事に対する地理的条件)

第5号 当該地域での工事实績から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうか総合的に勘案する。

(手持ち工事の状況)

第6号 工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。

(当該工事施工についての技術的適性)

第7号 次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

(1) 当該工事と同種工事について相当の実績があること。

(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。

(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境状況等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(4) 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(5) 過去の受注工事への技術者の配置状況から見て、当該工事を確実にかつ円滑に実施できる体制であること。

(安全管理の状況)

第8号 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年6月22日から施行し、同日以後に指名するものから適用する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に指名するものから適用する。
- 3 この規定は平成15年4月1日から施行する。
- 4 この規定は平成17年4月1日から施行する。
- 5 この規定は平成19年6月1日から施行する。
- 6 この規定は平成22年6月1日から施行する。

業種別、等級別発注標準

業種	等級	格付点数	発注標準
土木	A	750 点以上	2000 万円以上
	B	650 点以上	400~2000 万円未満
	C	650 点未満	400 万円未満
建築	A	750 点以上	4500 万円以上
	B	650 点以上	300~4500 万円未満
	C	650 点未満	300 万円未満
その他	A	650 点以上	2000 万円以上
	B	550 点以上	2000 万円未満
	C	550 点未満	400 万円未満

(一般競争入札)

一般競争入札は、概ね設計金額4億円以上の工事とする(特殊工事は一般競争ではなく指名競争入札の場合がある)。

指名業者数

業種	設計金額	業者数
建 設 工 事	1億5千万円以上	12社以上
	3000万円～1億5千万円未満	10社以上
	1000万円～3000万円未満	8社以上
	1000万円未満	6社以上
委 託	2000万円以上	8社以上
	1000万円～2000万円未満	7社以上
	200万円～1000万円未満	6社以上
	200万円未満	5社以上

等級格付け基準

市内業者のランク付けは、業者点数（経営事項審査結果業種別総合評点＋付与数値）により下記第1表に従い決定する。

なお、付与数値は次の項目から算出する。（点数は下記2表）

1. ISOのマネジメントシステム審査登録

第1表 ランク付け基準数値

	土 木 ・ 建 築		その他
ランク	点 数	ランク	点 数
A	750 点以上	A	650 点以上
B	650 点以上	B	550 点以上
C	650 点未満	C	550 点未満

第2表 付与数値（主観的数値）

1. ISOのマネジメントシステム審査登録の付与数値

審査登録の種類	数値	審査登録の種類	数値
ISO9000シリーズ	10	ISO14000シリーズ	10